

令和 4 年 歯科疾患実態調査実施要領

1. 調査の目的

本調査は、わが国の歯科保健状況を把握し、8020 運動（歯科保健推進事業等）の種々の対策の効果についての検討等、今後の歯科保健医療対策を推進するための次期の目標設定に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の対象

国民生活基礎調査の調査区に設定された単位区から、300 単位区を無作為に抽出し、当該単位区内の満 1 歳以上の世帯員を報告者とする。（300 単位区内の満 1 歳以上の世帯員総数は約 15,000 人）。

なお、国民生活基礎調査の報告が得られなかった世帯員については、報告を求めない。

3. 調査の期日

令和 4 年の 11 月又は 12 月中の各保健所が定める任意の 1 日

4. 主な調査事項

- (1) 歯や口の状態
- (2) 歯をみがく頻度
- (3) 歯や口の清掃状況
- (4) 過去 1 年間における歯科検診受診の有無
- (5) 過去 1 年間におけるフッ化物応用の有無
- (6) 矯正治療の経験の有無
- (7) 歯・補綴の状況
- (8) 歯肉の状況

5. 調査の方法

- (1) この調査は、厚生労働大臣が都道府県知事、保健所を設置する市の市長並びに特別区長に委託して実施する。都道府県知事、保健所を設置する市の市長並びに特別区長は、調査対象地区の保健所長の協力を得て、口腔診査に経験の深い歯科医師および診査補助員を調査員に委嘱または任命して実施する。
- (2) 本調査の具体的な実施方法については、事前に調査地区ごとに保健所長および調査員等の間で、十分な打ち合わせを行うとともに、調査地区の歯科関係者の協力を得て本調査を円滑に実施できるように努める。
- (3) 調査対象地区の世帯に対しては、事前に本調査の趣旨、方法等の周知徹底を図り、調査に対する協力体制の確保に配慮する。

6. 調査票等

歯科疾患実態調査票（第2号様式。以下「調査票」という。）は、あらかじめ厚生労働省医政局歯科保健課長から各都道府県、保健所を設置する市、特別区の保健福祉主管部（局）長に送付する。都道府県、保健所を設置する市並びに特別区の保健福祉主管部（局）長は、調査地区を管轄する保健所長に、調査票に加えて、歯科疾患実態調査被調査者名簿（第1号様式。以下「被調査者名簿」という。）及び歯科疾患実態調査送付票（第3号様式。以下「送付票」という。）を含めて送付する。

7. 調査に関する秘密の保持

本調査の実施にあたっては、報告者に対して、調査の趣旨等（目的、内容、公表方法等）を説明し、同意を得て行うこと。また、報告者に係る情報を適切に取り扱い、その個人情報保護するものとする。

8. 調査票等の提出

調査員は、調査終了後直ちに被調査者名簿及び調査票を取りまとめ、被調査者名簿の調査参加の有無と調査票との不一致及び調査票についての記入漏れ等を審査する。

審査終了後、保健所長は、被調査者名簿及び調査票（調査不参加者分を含む）に送付票を添えて、直ちに都道府県、保健所を設置する市並びに特別区の保健福祉主管部（局）長に送付する。

都道府県、保健所を設置する市並びに特別区の保健福祉主管部（局）の長は送付されてきた調査票をとりまとめ、令和4年12月31日（土）までに厚生労働省医政局歯科保健課長に送付する。

9. 結果の集計および公表

調査結果の集計並びに解析は厚生労働省医政局歯科保健課歯科口腔保健推進室が行い、集計完了後、令和5年6月を目途に結果概要を、同年11月を目途に結果を公表する。

10. 国民生活基礎調査の単位区要図及び単位区別世帯名簿の利用に当たっての遵守事項

- (1) 単位区要図及び単位区別世帯名簿は、歯科疾患実態調査の目的以外に使用しないこと。
- (2) 単位区要図及び単位区別世帯名簿により知り得た事項が、歯科疾患実態調査関係者以外に漏れないようにすること。
- (3) 単位区要図及び単位区別世帯名簿は、閲覧の場所から持ち出さないこと。
- (4) 単位区別世帯名簿中の「調査員氏名」は転記又は複写しないこと。
- (5) 単位区要図及び単位区別世帯名簿の取扱いは丁寧にし、これを汚損（書き込み等を含む。）しないこと。
- (6) 転記書類等は、譲渡、貸与その他の方法により第三者に提供しないこと。
- (7) 転記書類等は、使用后直ちに裁断、溶解又は焼却を行うこと。